

大伴家持の年中行事詠

——初子・青馬節会歌を中心にして——

大濱眞幸

②水鳥の 鴨の羽色の 青馬を 今日見る人は 限りなしといふ

(同・四四九四)

右一首、為_二七日侍宴_一、右中弁大伴宿祢家持預作_二此歌_一。

但、依_二仁王会事_一、却以_二六日_一於_二内裏_一召_二諸王卿等_一、

賜_二酒_一、肆宴給_二祿_一。因斯不奏也。

六日、内庭假植樹木以作林帷、而為肆宴歌

③うちなびく 春とも著るく うぐひすは 植ゑ木の間を 鳴き

渡らぬむ

(同・四四九五)

右一首、右中弁大伴宿祢家持作 不奏

という三首の歌を詠んだ。

ところで、これ以前にも家持は、

右一首、右中弁大伴宿祢家持作。但、依_二大藏政_一、不_二堪_一奏_二之_一。

*上已=四一五一〇三(勝宝二年三月三日)

①初春の 初子の今日の 玉帶 手に取るからに 摺らく玉の緒

(卷二十・四四九三)

緒_一、作_二歌賦_一詩

未得諸人之賦詩并作歌也。

之東屋垣下_一賜_二玉帶_一肆宴。于_二時内相藤原朝臣奉_二勅宣_一、

諸王卿等隨_レ堪任_レ意_レ作_二歌井賦_一詩。仍應_二詔旨_一各陳_二心

*七夕＝四一二五～七（勝宝元年七月七日）、四一六三（勝宝二

年三月預作）、四三〇六～一三（勝宝六年七月七日）

*新嘗会＝四二七八（勝宝四年十一月二十五日応詔）

等、令にも規定され既に年中行事化していた様々な機会を捉えて歌

を詠んでいる。また、家持には新年の国司に許された宴における歌

（四一三六・勝宝二年正月一日、四二二七・同三年正月一日）もあ

り、こうした歌も年中行事の詠に準じて考えられるだろう。それ故、

家持の作歌活動の上でかかる類の歌が存在すること自体何ら不思議

はない。けれども、「万葉集」には、宴の格こそ違え、初子の日に

当る日に催された宴で詠まれた①歌以前の歌が残されている。また、

②歌に想定されたと同じ正月七日の宮中の宴における歌もある。右

の家持の歌とそれらの歌とを比較したとき、特に①②歌の表現は、

次節以下に述べる如く到底同一の年中行事を背景に持っていたとは

思えない程にその独自性が際立っている。

もし、他の歌々がこれらの年中行事を契機に詠まれていたとする

ならば、何故①歌や②歌は、それらの歌に見えない独自の表現を獲

得し得たのであるうか。以下の小論では、こうした問題意識に立つ

て、①歌や②歌の表現を生み出した天平宝字二年における初子節会

や青馬節会の内実を問い合わせ、また、既に衰えがちになっていた家持の

作歌意欲を何が奮い立たせたのかを問うことを通して、これらの歌

をものした家持の、この時点における作歌なる行為に向かう心のあり様についていささか思うところを述べてみたい。

二

まず、天平宝字二年の初子の宴を契機として作歌された①歌から考えてみたい。

①歌以前の初子の日に詠まれた歌としては、天平十六年（七四四）正月五日に安部蟲麻呂の家に催された宴における、

十六年甲申春正月五日、諸卿大夫集安倍蟲麻呂朝臣家・宴

歌一首 作者不審

我がやどの 君まつの木に 降る雪の 行きには行かじ 待ち

にし待たむ

（巻六・一〇四一）

という作者不明の宴席歌を挙げることができる。この歌は、当日の千支が庚子^③である故、まさしくこの年の初子の日に催された宴で詠まれた歌と言える。また、天平勝宝二年（七五〇）正月五日に越中判官久米朝臣廣繩の館に催された宴で家持が詠んだ、

判官久米朝臣廣繩之館宴歌一首

正月立つ 春の初めに かくしつつ あひし笑みてば 時じけ

めやも

（巻十八・四一三七）

同月五日守大伴宿祢家持作之一

という新年の賀歌も、当日の干支が丙子である故、やはり初子の日に催された宴で詠まれた歌ということになる。さらに、天平勝宝六年（七五四）正月四日に家持の宅に同族が集まつた宴で詠まれた、

六年正月四日、氏族人等、賀集千少納言大伴家持之宅宴

飲歌三首

霜の上に 簗た走り いや増しに 我は参る来む 年の緒長く

古今未詳
右一首左兵衛督大伴宿祢千室
(卷二十・四二九八)

年月は 新た新たに あひ見れど 我が思ふ君は 飢き足らぬ

かも 古今未詳
(同・四二九九)

右一首左京少進大伴宿祢村上

霞立つ 春の初めを 今日のごと 見むと思へば 楽しとそ思ふ

(同・四三〇〇)

右一首左京少進大伴宿祢池主

という三首の歌も、その日の干支が庚子である故、これまた初子の日に催された宴における歌と言える。

さて、右に挙げた諸歌の表現を、「初春の初子の今日」と詠む①歌の曆日的な関心のあり様と比較すると、これらの歌には新年への思いを詠む場合もあるが、当日が初子の日であるという認識を示す表現は一切ない。また、その宴の内容や意義に関する表現をとつて

見ても、「玉簫手に取るからに揺らく玉の緒」と詠む①歌に比して、他の歌はそれぞれの場に集うことのめでたさを詠みはするが、それとて場の共通理解に寄りかかった具体性に乏しい表現でしかない。つまり、一〇四一番歌の場合、「松・待つ」の掛詞やマツ・ユキを繰り返すところに子の日の小松引きの投影を思わせる技巧が目に付きはするが、一首の歌意としては雪の日の宴でなら何時でも通用しそうな歌でしかない。また、他の四首にしても新年の儀礼的な挨拶の域を出ず、正月の宴であればこれまで何時の正月の宴でも詠み得る新味のない歌である。即ち、右に挙げた初子の日に催された宴で詠まれた歌々は、その当日にしか詠み得ないといった必然性を必ずしも有しない儀礼的な宴席歌に過ぎないのである。

①歌とこれらの歌とのかかる表現上の相違は、都と鄙、宮中と私邸、公宴と私宴といった宴の場やその格の相違、さらには作者個々の資質の相違に由来するものであろうが、より本質的には初子節会の儀礼の内実やそれに伴う宴の次第がこの時代にどの程度まで整えられ、またそれが宫廷外においてもどの程度まで普及定着していくかということが関わっているものと思われる。ただそれにしても、四一三七番歌は他ならぬ家持の歌であり、その披露の場が越中という鄙における據の館に催された私的な新年の宴であるにせよ、「正月立つ春の初めに」と歌う家持の表現には、そこに新年を祝ぐ意

識はあっても、当日が初子の日であるという意識は全く見出せないのであり、それだけにまた一層①歌の表現の独自性が際立つてくるのである。

この天平宝字二年における初子の宴で家持が①歌を成した事情はその題詞の記述に詳しい。つまり、家持は、当日「内裏の東の屋の垣下」に召された芸能・文学担当の「侍従・豊臣・王臣等」の一員として、「諸王卿等、堪に隨ひ意の任に歌を作り并せて詩を賦せよ」という紫微内相藤原仲麻呂が奉じた勅に応じて、その宴の場に下賜された「玉簫」に因んで①歌一首をものしたというわけである。即ち、家持は、まずその初二句に「初春の初子の今日」と、当日の暦的意義を明示し、さらに、その場に賜った「玉簫」を「手に取るからに搖らく玉の縁」と、新年の新たなる魂の鳴動と聞き成すことである。まさにその初二句に「初春の初子の今日」と、当日の暦的意義を明示し、さらに、その場に賜った「玉簫」を「手に取るからに搖らく玉の縁」と、新年の新たなる魂の鳴動と聞き成すことである。まさしく①

御三石原宮櫻在城東北賜饗於百官及有位人等。有勅賜琴、任其彈歌、五位已上賜摺衣、六位已下祿各有差。

とあるのを初見とする。けれども、この宴に下賜されたのは「琴」である故、この節会では籍田・親蚕の儀式は行われなかつたものと推察される。また、『続紀』が伝えるそれ以後の初子の日に催された宴の記事は、称徳天皇神護景雲二年（七六八）正月壬子条と翌三年正月丙子条まで見えない。しかし、これらの宴は、当日の干支から見てともに七日の宴である故、後述する青馬節会とも関連する宴であった可能性も考慮しておくべきであろう。つまり、籍田や親蚕の儀式に関して言えば、①歌が詠まれた天平宝字二年の初子節会にはそれらが合わせて行われたのであるが、『続紀』の記事からは奈良朝における初子節会にかかる儀式が行われた形跡が見出せないのである。また、平安朝における初子節会の儀式は、籍田や親蚕で

辛鉢」と「日利簫」が伝えられている。それ故、かかる儀式が、こそや后妃たる者が率先して農耕養蚕の範を垂れる中國渡来の籍田・親蚕の儀式に由来する品であり、正倉院にはこの年用いられた「手

の年の初子節会の中心的儀式であったことは疑いない。ただ、ここでいささか不審に思われることは、上代の初子節会にかかる儀式が行われたことを確認し得る資料が『万葉集』に載せるこの天平宝字二年の①歌以外現存する資料に見出せないということである。

即ち、初子の日に催された宴は、『日本書紀』景行天皇五十一年正月戊子（七日）条の記事はともかくとして、『続日本紀』では、聖武天皇天平十五年（七四三）正月壬子（十二日）条に、

はなく、若菜の羹を供することや野に出て小松を引く遊びがその中で心を成していることは周知の如くである。

中国における籍田の儀式は、例えば『礼記』「月令」孟春之月に、「是月也、天子乃以元日、祈穀于上帝。乃擇元辰、天子親載耒耜、措之于參保介之御門、帥三公九卿諸侯大夫、躬耕帝藉」。天子三推、三公五推、卿諸侯九推。反、執爵于大寢。三公九卿諸侯大夫皆御。命曰勞酒」。

とある如く、正月の儀式ではあっても「元辰を擇」ぶとある故、初

子の日に限定されていたわけではない。また、親蚕の儀式は、同じく『礼記』「月令」季春之月に、「是月也、命野虞母伐桑柘。鳴鳩拂其羽、載勝降于桑。具曲植籬篋」。后妃齊戒、親東鄉躬桑、禁婦女母觀、省婦使、以勤蠶事。蠶事既登、分繭稱絲効功、以共郊廟之服、母有敢惰」。

とある如く三月の儀式とされている。つまり、中国における籍田・

親蚕の儀式は、ともに春季の儀式ではあるが、その開催期日としてはともに初子の日に限定された儀式ではなかったらしいのである。

即ち、万葉集に見える他の初子の日に詠まれた歌に①歌の如き表現が見られなかつたことは、宴の場やその格の相違もさることながら、この天平宝字一年に行われた籍田や親蚕という極めて中国的な儀式

がこの時代の初子節会に恒例の儀式ではなかつた、ということを強く示唆するものではなかろうか。となるならば、初子の日に宴が催され、その趣向として詩歌・芸能の類が求められたということ自体は、前掲の『統紀』天平十五年の記事や『万葉集』の宴席歌の存在が示す如く、正月行事の一つとして宫廷の内外で既に行われていたことと思われるが、宮中のそれに籍田や親蚕の儀式が導入されたのは丸山裕美子氏も指摘する如くこの天平宝字二年が初めてのことだった可能性が考えられてくるのではないか。

この推測は、いささか唐突に過ぎるかもしれない。けれども、この籍田や親蚕の儀式に伴う初子の宴が催されたのが天平宝字二年といふ年であること、及び、当日「玉簪」を下賜しそれに因む詩歌を所望する孝謙天皇の勅を奉じた人物が他ならぬ時の政界の第一人者藤原仲麻呂であつたということが、この推測を支えてくれるのでなかろうか。次節ではこうした点を考察することを通して、家持の①歌作歌に向かうその心のあり様について述べてみたい。

三

藤原仲麻呂は、聖武朝の末期から光明皇后の信任を背景に太政官の首座たる左大臣橘諸兄の権勢を脅かし始めていたが、天平勝宝元年（七四九）七月一日の孝謙即位に伴い、八月十日には光明皇太后

の政を司る皇后宮職を改組した紫微中台の長官に就任し、ついに諸兄を凌駕するに至った。その後暫くは、聖武太上天皇や諸兄の存在が仲麻呂の專横をある程度牽制していたが、同八歳（七五六）五月二日の聖武太上天皇崩御に続く翌九歳正月六日の諸兄の死に乗じてその体制を一層強固なものとした。即ち、光明皇太后と謀った仲麻呂は、三月二十九日に聖武の遺詔によって皇太子に立てられていた道祖王をその不行跡の故を以て廃し、四月四日には自身の第に身を寄せていた大炊王を皇太子に擁立、五月二十日には紫微内相に就任して内外諸兵の事を掌ると同時に祖父不比等の撰した養老律令を四年ぶりに施行した。次いで六月九日には五個条の禁令を、十六日には大人事異動を発令して反仲麻呂派による策動を牽制したが、二十八日には山背王の密告により奈良麻呂の変が發覚した。七月二日孝謙天皇・光明皇太后が諸臣訓戒の宣命（第十六、十七詔）を發布し事態の沈静化を図ったが、その夕刻、上道斐太都の密告を受けた仲麻呂は、先手を打って奈良麻呂以下の首謀者を逮捕し、四日には彼等の命を絶ち、さらに十二日には実兄豊成までも大宰員外帥に左降することによってその反対勢力を一掃した。かくして変の事後處理が一段落した八月十八日には天平宝字と改元、ここに仲麻呂は名実ともにその独裁政権を確立した。即ち、万葉集に載せるこの初子の宴は、以上に概括した仲麻呂がその政権を真に確立することを得

た天平宝字元年のその翌年の正月早々に催された宴なのである。
さて、この仲麻呂の政治的特徴は、その政権の拠点として創設した官司に、唐の玄宗皇帝の紫微省（中書省の改号）と則天武后の中台（尚書省の改号）とに倣つた紫微中台なる名称⁽⁵⁾を付けたり、天平宝字二年八月二十五日に、太政官と紫微中台とを天と地に見立ててそれぞれ乾政官・坤宮官と改称し、そのもとに八省の官号を仁義礼智信という儒教の五常の徳目と文武及び節の字を配した名称に改めるなどの官号唐風改易に象徴される独自の唐風政策⁽⁶⁾にあった。また、そうした政策を支える理念は、有徳の為政者がその徳を以て国家・人民を領導することを理想とする儒教的德治主義である。かかる仲麻呂の政治理念は、彼がその政権を確立していく過程で打ち出した諸政策、例えば、『統紀』天平宝字元年五月丁卯（二十日）条に載せる、紫微中台の長官に内外諸兵の事を掌らしめ、その処遇を大臣に准える詔に、

詔曰、朕覽周礼、將相殊道、政有文武。臣亦宜然。是以、新令之外、別置紫微内相一人、令掌内外諸兵事。其官位・祿賜・職分・雜物者、皆准大臣。

と、『周礼』を引いてその論旨の正当性を説いたり、『統紀』同年八月己亥（二十三日）条に載せる大學寮以下に公廨田を設置し学生の衣食の料に充てることを命じた勅に、

勅曰、安_レ上治_レ民、莫_レ善_レ於_レ礼_レ。移_レ風易_レ俗、莫_レ善_レ於_レ樂_レ。

礼樂所_レ興、惟在_二寮_レ。門徒所_レ苦、俱衣与食。亦是天文・陰陽・曆・等・醫・針等學、國家所_レ要。並置_二公廨之田_レ、應用_レ諸生供給_レ。……以下略……

と、「考經」「広要道草」の「移_レ風易_レ俗、莫_レ善_レ於_レ樂_レ」、安_レ上治_レ民、莫_レ善_レ於_レ礼_レ」という一節を引き写し、「ことさら礼や樂という儒教的価値觀を前面に押し立ててその施策を説明していることなどにその典型が示されていよう。

かかる仲麻呂の政治理念が、天皇を頂点とした国家・君臣の秩序を象徴的に具現化する宮中の年中行事にも色濃く反映されていったのであるまいか。つまり、この天平宝字二年の初子節会の中心を

成した籍田や親蚕という儀式は、臣下に率先して勸農養蚕の範を垂れる帝王・后妃たる者のあるべき理想像を象徴的に表現するといふ意味において極めて儒教的な儀式であり、それはまた同時に仲麻呂の政治理念たる儒教的徳治主義を孝謙天皇・光明皇太后を頂点とする現在の朝廷の秩序の中に表現するに誠に相応しい儀式であったと思われるのである。

天平宝字二年という年は、先述した如く政敵を一掃した仲麻呂が誰憚ることなく自身の理想とする政策を実施することができるようになつて迎えた最初の年である。仲麻呂は、その新たなる年の正月

初子節会に、籍田や親蚕という極めて儒教的な儀式を新たに導入することを通して、從来より行われていたこの節会の一層の整備充実を図つたのではなかろうか。そして仲麻呂は、この節会に伴うその宴の趣向を、帝王・后妃たる者のあるべき姿を示頭するかかる儀式を象徴する器物を下賜して詩歌を所望する孝謙天皇の勅として示すことで、新たに導入したこの儀式の意義を宴の場に集う全ての人々に周知させ、自身が前年の血の処正によつてようやく安定させることを得た孝謙・光明を頂点に戴く現在の政治的秩序に諸臣が挙つて臣従するという光景を宮廷の風雅の世界にも現出せしめることを通して、そうした秩序への自身の強い意志を一層明確に打ち出そうとしたものと思われるのである。

天平宝字二年の初子の宴に企図された政治的意図を以上の如くに推測したとき、その場に要請された應詔歌を詠むという行為は、まさしくこの仲麻呂の政治的思惑に真正面から応じるという意味を持つと言えよう。即ち、家持が、かかる状況においてこの宴の趣向に即応した歌を成そうとしたその瞬間から、たとえそれが結果的には披露される機会に恵まれなかつたとしても、その時点における家持の作歌に向かう精神の有り様は、右に述べた仲麻呂の思惑を肯定的に捉えそれに積極的に応じようとしたことを表していると言えるのではないかろうか。

家持は、先述した前年の奈良麻呂の変発覚直前の六月十六日に發

令された大人事異動で、天平勝宝六年（七五四）四月五日以来その職にあつた兵部少輔から兵部大輔に昇任し、さらに年末までには右中弁といふ実務的な要職に就けられている。⁶⁹つまり、家持は、天平宝字元年といふ激動の年を、多くの同族・知己⁷⁰を失いながらも己が家門を守り、一身を全うしたばかりではなくその官職を上昇させさえしていたのである。この事実は、半年後には因幡國守に左遷され、⁷¹後には反仲麻呂党を鮮明にしていった家持が少なくともこの時点では仲麻呂にとつて危険な存在とは思われていなかつたことを示していよう。

恐らく家持は、その私的な感情においては仲麻呂より奈良麻呂に親しみを覚えていたことであろう。けれどもそうした家持の私的な感情と公的な信条とを混同すべきではなかろう。

この時期の家持の公的な信条は、既に越中時代にその基本線が示されている。即ち、それは、天平感玉元年（七四九）四月一日に発布された「陸奥国出金詔書」（宣命第十三詔）を契機に強く自覺するに至つた、天孫降臨以来大君の大いなる伴として常にあつた己が氏の歴史が現在の自己⁷²をかくあらしめているという認識⁷³に裏打ちされたものである。また、かかる家持の認識が公的な場を想定した歌に向かう心に投影されて生み出された歌が、同年のあの長大な「出

金詔書歌」（巻十八・四〇九四一九七）であり「吉野儲作讚歌」（同・四〇九八一〇〇）である。また、そうした家持の公的な場を意識した作歌精神は、天平勝宝三年（七五二）八月越中から帰京途上に預作した「侍宴應詔歌」（巻十九・四二五四・五五）や帰任後の「應詔儲作歌」（同・四二六六・六七）において現在の皇權保持者孝謙天皇を称えたことに伺われるよう、その帰京の後も継続されていたのであり、それはそのまま天平勝宝八年（七五六）六月に詠まれた大伴古慈斐解任事件を契機とする「驗族歌」（巻二十・四四六五・六七）にも及んでいる。即ち、これらの歌から導き出される家持の公的な信条は、「大君の御門の守り」（四〇九四）として「いや遠長に」（四〇九八）、「天地日月とともに万代に」（四二五四）、「天皇の御代万代に」（四二六七）「隠さはぬ明き心を皇邊に極め尽くして仕へ来る」（四四六五）という「大君」なる存在とその尊さに対する寸毫の疑いも差し挟む余地のない崇拜讚美の精神である。かかる家持の公的な信条からすれば、仲麻呂を排除するだけならともかく、孝謙天皇・大炊皇太子・光明皇太后までも除こうとした奈良麻呂達の考え方には到底与し得ない違和感を感じていたことであろう。つまり、家持は、専横を極める仲麻呂に穏やかなならぬ感情を抱いていたものとは思われるが、彼の公的な信条は、時の皇權が奈邊に存していようともどこまでも〈大君派〉であったと言い得よう。そし

てそれはまた同時に、家持が、公的な場において歌を成すに際しての、その作歌なる行為を支えそこに紡ぎ出される「ことのは」を支える精神でもあつたと思われるのである。

即ち、①歌作歌に向かおうとする家持のその作歌意欲を覺醒せしめた外的契機は、この天平宝字二年の初子節会に、仲麻呂によつて籍田や親蚕という儀式が新たに導入されたことにあるが、より内的な契機としては、そうした儀式によつて帝王たる者のあるべき姿が象徴的に示顯されることによって、現在の皇權保持者孝謙天皇の天皇としての理想的な姿がこの宴の場に一層明確に表現され、しかもそれを自身の歌によつて一層意義深いものとして莊嚴する機会を得たということに対する、〈大君派〉家持の心からなる讃美と喜びの情であつたと思われるのである。

四

本節では、家持が、「七日」の宴のために預作した②の歌について考えてみたい。

②歌以前に正月七日の宮中の宴において詠まれ歌としては、

七日、天皇・太上天皇・皇后在於東常宮南大殿肆宴歌

一首

印南野の 赤ら柏は 時はあれど 君を我が思ふ 時はさねなし

右一首播磨守安宿王奏 古今未詳

という天平勝宝六年（七五四）の正月七日に「東常宮南大殿」で催された宴で安宿王が奏上した歌がある。

この一首は、まず当日の宴に饌具として供された干柏を「印南野の赤ら柏は」と自身の任地から献納されたものとするその由来から詠み起こし、次いで「時はあれど」とそれが季節的限定性を有することを逆手にとつて「君を我が思ふ時はさねなし」と下二句の主情部に統け、この宴の主催者孝謙天皇への永遠の忠誠を表明している。つまり、この歌は、当日の宴における職目の事物に寄せてその場の主を称えているのであり、その意味では宴席歌としての正当な姿を見せている。けれども、「延喜大炊兼式」宴会雜給條の「葉椀」に関する記事の最後に見える「五月五日青柏、七月二十五日荷葉、餘節干柏」という注記からすれば、そこに限定された日以外は専ら「干柏」が使用されていたことになる。したがつて、「印南野の赤ら柏」なる表現は、それが供される宴では何時詠んでも通用する表現でしかないことにならう。しかし、それにも増して不審なことは、

②歌が天平宝字二年正月七日の節会に予定されていた儀式とその意義を捉えて「青馬を今日見る人は限りなしといふ」と表現している

のに対して、この天平勝宝六年正月七日の歌には、それを生み出した場が②歌が想定したと同じ宮中の、しかも孝謙天皇・聖武太上天皇・光明皇后が打ち揃って出御された極めて格式の高い肆宴であるにもかかわらず、当日の主要儀式であるはずの「青馬」に関する表現が一切ないということである。つまり、もしこの天平勝宝六年の正月七日に催された宴が青馬節会に伴う宴であったとするならば、当該歌は、当日の節会の内容やその意義を一言も詠まないという意味においてこの節会の内実を正確に捉えた歌とは言い難い歌ということになる。けれども、この宴で詠まれた歌はこの一首しか記録されていないのであり、その意味で当該歌は、当日披露された歌の中では秀逸な作であったと思われる。こうした歌に青馬節会に関わる表現が一切ないということは、逆にこの日の節会では青馬を見るという儀式が行われてはいなかつたのではないか、ということを推測させる。

さて、宮中における正月七日の宴は、先に初子節会に関して触れた景行天皇紀五十一年の正月戊子（七日）条の記事が最も古いが、史実とするには疑問が持たれるところであり、推古天皇紀二十年（六一）春正月辛巳朔丁亥（七日）条の「置酒宴群卿」。是日、

大臣上「寿歌曰、……歌略……」という記事あたりから信憑性が増すと思われるが、以後、天智朝二回、天武朝六回、持統朝八回と続

き、恐らく七世紀後期には年中行事化していたと考えられよう。けれども、六国史において「青馬」と明記する記事の初見は、「続日本後紀」仁明天皇承和元年（八三四）正月戊午（七日）条の「天皇御農樂殿、觀青馬」。宴群臣。叙位云々なる記事まで時代が下るのである。以後「青馬」と明記する記事が頻出することを思えば、右の記事が「続日本後紀」の記載方針によつたものである可能性があり、承和元年以前に青馬の儀式がなかつた証とは言い切れないのである。けれども、かかる儀式が、この万葉集の②歌以前は勿論のことそれ以降もこの年まで見えないということは、やはりこの天平宝字二年の時点ではかかる儀式が七日の節会に恒例のものではなかつたことを示していると思われる所以である。

では、天平宝字二年の七日節会に青馬を観るという儀式が新たに導入されたとして、問題は、それを為したのが誰かということになるが、本稿はこれもやはり藤原仲麻呂の企図したことではなかつたかと考える。つまり、先にこの年の初子節会に籍田や蚕養という儀式が仲麻呂によつて初めて導入されたことの可能性とその意図について述べたが、それと同様の事情をこの七日節会における青馬の儀式にも考へるのである。

青馬節会の起源は、例えば山中裕氏が、「年中行事秘抄」所引の「帝皇世紀」や「師光年中行事」所引の「礼記」を挙げて、「馬を陽

とする陰陽思想、青と春とを結びつける五行思想からの行事」と説かれた如く中国に求められる。その意味で、この儀式は、前節までに見た籍田や親蚕の儀式と同様の起源を有していると言えよう。また、青馬は単に陽獸としてめでたいだけではない。即ち、『礼記』

「月令」孟春之月が、

天子居_{青陽青介}。乘_{鸞路}、駕_{倉龍}、載_{青旂}、倉_{青衣}、

服_{倉玉}、食_{麥與黍}羊。其蓋疏以達。

と、この月の天子の理想的な生活規範について「青・倉」を重視して説く中で、天子が乗るべき乗り物を「鸞路に乗り、倉龍を駕し」と規定しており、また同様の記述が仲春之月・季春之月にも見える。それ故、「鸞路」は春に天子が乗るべき乗り物であり、それを挽く動物が「倉龍」即ち青い大きな馬なのである。つまり、青馬なる陽獸は、その陽なるめでたさ故に春の天子の乗り物を挽くに相応しい動物としてのさらなるめでたさを以てその季節における天子の理想的な生活のあり様を象徴しているのである。

即ち、我が国の青馬を見るという儀式の起源は、前掲した山中氏などが説く通りであろうが、それが七日の節会に導入されていった本質的な理由は、青馬が春の天子のあるべき姿を象徴するというめでたさを有しているからであろう。したがって、かかる儀式を導入することの意義としては、②歌に家持が詠んだ如く、陽なる動物を

観ることでその陽気を付着させて延命長寿を願うという呪述的な意義とともに、春の天子の理想的な生活を象徴する青馬を観るという行為を通してそこに象徴的に表現された天子のめでたい徳を諸臣にあまねく認知せしめるという点にあったと思われるのである。その意味でもこの儀式は、前述した籍田・親蚕の儀式と軌を一にする意義を有していたと言えるだろう。

かかる青馬の儀式の意義は、仲麻呂のその政治理念たる儒教的徳治主義が目指す方向と完全に一致する。また、かかる一致点にこそ、この儀式が仲麻呂によって導入された証が存すると言えるのではなかろうか。即ち、仲麻呂は、天平宝字二年の初子の節会に籍田・親蚕の儀式を導入したと同様の意図、つまり、天子たる者の理想的な姿を象徴的に示す儀式を通して、そこに象徴的に示顯される政治的秩序に諸臣を臣従させるという意図を以て、続く七日節会には青馬を觀るという儀式を新たに導入しようとしたものと思われるのである。

しかし、七日節会におけるそうした仲麻呂の意図も、仏教に深く帰依した光明皇太后の意志でその日が急遽仁王会に変更され、この節会が六日に繰り上げられたため青馬を觀る儀式も中止となり、せつかく家持が預作した②歌も奏上する意味を成さなくなつたというのがその左注が伝えるこの間の事情だったのである。つまり、②歌

も①歌と同様披露の機会を逸した歌だったのであるが、その事情は右に述べた如くしさか違ったところにあつたと思われる。けれども、この②歌を預作しようとした家持のその作歌に向かう心は、前節に述べた①歌を成した際のそれと同じ心のあり様であったと思われる。何故ならば、青馬の儀礼は、先述した如く春の天子の理想的な姿を象徴するという意味においてそれに先立つ初子節会に導入された籍田・親蚕の儀式と等質な意義を有するからであり、かかる儀式を踏まえて歌を成そうという意識は、まさしくこうした儀式を通して現在の皇權保持者孝謙天皇の天皇としての理想的な姿がこの節会に象徴的に表現されることに対する讃美の心情に他ならないからである。

ところで、述べてきた如く、この天平宝字二年の七日節会に初めて青馬を観る儀式が導入されたとしても、家持が②歌を預作し得た、即ちこの年の七日節会に初めて青馬の儀式が導入されるということを如何にして事前に知り得たかという問題が残っている。

この問題は、論証の手立てもないことであり、不明とせざるを得ない面があるが、その一つの可能性として本稿は、「日本後記」大同元年（八〇六）正月壬申（七日）条に見える「勅、永停^三五位以上進^一裝馬」という記事に注目している。つまり、この「日本後記」の記事によれば、大同元年以前の七日の節会には左右馬寮の馬以外

に五位以上の官人も「裝馬」を進上していたことになる。もしこの「裝馬」進上の事が、七日節会に初めて青馬を観る儀式が導入されたこの天平宝字二年以来のことであつたとするならば、武門の誉れ高い大伴宗家の当主で從五位上たる家持にも「裝馬」進上のことが下知されていたのではないか、ということである。

五

以上、推測の上に推測を重ねた甚だ心もとない論を長々と述べてきた。けれども、本稿に論じた宮中の年中行事は、単なる遊宴に留まらず天皇を頂点とする国家君臣の秩序を象徴的に表現するという意義を有していた。そこに中國に起源を持ち天子たる者の理想的な姿を示頭するという儒教的意義を有する籍田・親蚕や青馬を観るといった儀式が新たに導入されるということは、その節会の場に天皇を頂点とする理想的な統治の様態が従来にもまして一層明確な形式と意義とを以て現出されると、いうことに他ならない。それはまた同時に、〈大君派〉家持の理想とする世界が、その眼前に展開されるということでもあった。しかも、家持は、そこに自身の歌を以て参画することが可能な状況に置かれていた。つまり、家持は、自身が理想とする世界を自身の歌によって一層意義あるものとして表現し得る機会を得たのである。

家持は、宮中の年中行事に天子たるもののあるべき姿を象徴的に

表現する籍田・親蚕・青馬といった儀式が新たに導入され、天皇を

頂点とする國家君臣の秩序が從来にもましてより一層の權威を以て

莊嚴していく状況を限りない讃仰と喜びの眼差しを以て眺めたこ

とであろう。大君の大きいなる伴として連綿と受け継がれてきた己が

氏の歴代の清き明き心の当代における具現者たらんとする（大君

派）家持にとって、こうした儀式を誰が差配したかはこの際大して

重要なことではなかつただろう。

即ち、家持は、仲麻呂に対する個人的感情を越えて、從来からの

初子節会や七日節会という一連の正月儀礼が中国的に莊嚴されその

節会としての權威・体裁が整備充実していくことによつて、孝謙

天皇・光明皇太后を頂点とする現在の政治的秩序が一層明確に表現

されていくことに自身も歌を成すという行為を通して参画し、満座

の注視の中で大君への限りない讃美の心を表明し得る機会を得たこ

とにいい知れぬ感動と充実感を覚えたことであろう。かかる家持の

心躍りこそが、既に衰えがちになつていたその作歌意欲を奮い立た

せ、①歌や②歌にそれぞれの儀式の次第と意義を詠むという独自の

表現を達成することを得た、その作歌なる行為に向かわせた家持の

内なるそして最大の原動力であったと思われる所以である。

（一九九五・一〇・一〇）

【注】

①「雜令」諸節日条

②「儀制令」元日国司条

③以下の暦日的事項に關わる確認は、湯浅吉美氏編『増補 日本曆
日便覽』によつた。

④本稿が取り上げた歌以外に長忌寸意吉麻呂作の宴席歌八首（巻十
六・三八二四一三一）を初子の宴における詠とみる説が淺見徹氏

にある（『宴の席 意吉麻呂の物名歌』『万葉』第一四四号）。けれ

ども、三八一六番歌に「蓮葉」とあるのは、第四節に述べた通り、

「延喜大炊寮式」宴会雜給条に「五月五日青柏、七月二十五日荷

葉、餘節干柏」とあることから、「蓮葉」即ち「荷葉」は初子の

宴に用いられなかつたとも考へられ、当該歌群を初子の宴での歌

とするにはいさか可疑念が残るところである。それ故、本稿では、

題詞、左注に年月日が明記されている歌に限定して考察した。

⑤この歌における家持の暦日意識と表現との関わりについては、拙

稿「大伴家持作『三年春正月一日の歌』—「新しき年の始めの初春の今
日をめぐって—」『吉井義先生古稀記念論集 日本書紀』で触れた。

⑥「垣下」に召された人が芸能・文学担当であることは、倉林正次

氏「正月儀礼の成立」「饗宴の研究（儀礼篇）」に指摘がある。
⑦丸山裕美子氏「唐と日本の年中行事」「古代を考える 唐と日本」

(8)以下の年月日は「続日本紀」の記事による。

(9)瀧川政次郎氏「紫微中台考」「律令諸制及び令外官の研究」

(10)仲麻呂の政治的基調が独自の唐風政治にあることやその儒教的政治理念については、多くの史家の説くところであるが、本稿は、岩崎小彌太氏「藤原仲麻呂と官制」「上代官職制度の研究」・林陸朗氏「光明皇后」・木本好信氏「藤原仲麻呂政権の基礎的研究」所収の諸論文・中川收氏「藤原仲麻呂政権の研究」「奈良朝政治史の研究」等を参照した。

(11)注(10)に同じ。

(12)かかる仲麻呂の政治理念は、天平宝字三年六月二十二日発令の勅に、則天武后が儒者に編纂せしめた『維城典訓』及び『律令格式』を官吏の必読書に指定し、任用の条件としたことなどにも現わされていると言えよう。

(13)家持の右中弁就任は「続日本紀」には見えない。

(14)「続日本紀」天平宝字二年六月十六日条

(15)「続日本紀」宝亀八年（七七七）九月十八日条によると、天平宝字七年（七六三）に家持・藤原宿奈麻呂・石上宅嗣などによる恵美押勝暗殺計画が発覚している。

(16)小野寛氏「家持と陸奥国出金詔書」「大伴家持研究」・拙稿「大伴家持作『依興預作侍宴心詔歌』のこころとことは一巻十九・四五四」

五五番歌をめぐってー」「論集 古代の歌と说话」

(17)この件に関して倉林正次氏注⑥同論文は、「景行紀の記載が史実としては到底、正当化されないけれども、その宴の有様は、あるいは書紀成立当時の年中行事の遡源的投影であったかもしれないと思われる。そこで、少なくとも、子日に対する行事的意識は元明、元正朝の頃、平城京遷都の時代ころにはすでに存在していたと考えるのである」と、子日の意識のほうが強かつた可能性を示唆している。

(18)丸山裕美子氏注⑦同論文

(19)山中裕氏「平安朝の年中行事の特質と意義—正月四方拝より十二月追儺まで—」「平安朝の年中行事」。尚、倉林正次氏注⑥同論文も同様の見解を示している。

[付記]

本稿は、平成七年度関西大学国内研究員としての研究成果の一部である。